

寝屋川市と寝屋川市内郵便局との包括連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と寝屋川市内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の持続的発展に向けた取組を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、甲及び乙の業務に支障のない範囲で、連携し協力するものとする。

- (1) 防災及び災害対策に関すること。
- (2) 地域の暮らしに係る安全・安心に関すること。
- (3) 子育て支援及び高齢者支援に関すること。
- (4) 寝屋川市の魅力の発信及び地域の活性化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

2 前項各号の取組事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙は、そのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たって知り得た相手方に関する情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も、また同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、自動的にこの協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月5日

甲 大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
市長
広瀬 慶輔

乙 大阪府寝屋川市初町4番5号
寝屋川市内郵便局 代表
寝屋川郵便局 局長
清水 紳司